

市税の納期限のお知らせ

個人市・府民税・森林環境税(普通徴収)第3期分の納期限は10月31日(木)です。なお、予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる場合は申請により審査のうえ、減額・免除されることがあります。

市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込(Webで申込み可能)をぜひご利用ください。

また、スマートフォン決済アプリ(各種Pay等)、クレジットカードによる納付も可能です。

納付方法等の詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市税 納付方法 検索

問合 京橋市税事務所
市民税等グループ(個人市民税担当)
☎06-4801-2953 FAX 06-4801-2871

10月は「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」です

世の中は動物の好きな人ばかりではありませんが、動物が多くの人に愛され、人間社会の中で共存できるように、他人に迷惑をかけないように適正飼養に努めましょう。

◆トイレトレーニングをしましょう

普段から、ふん・尿は自宅で済ませることができるようトイレトレーニングをしましょう。また、散歩のときに排泄してしまった場合に備え、ちり紙やペットシート、水等を携帯し、必ず飼い主が責任をもって後始末をしましょう。



◀「街ねこ活動(所有者不明猫適正管理推進事業)」についてはこちらから



◀犬の死亡届、市内の移動等に関する電子申請についてはこちらから

◆無責任な放し飼いは止めましょう

猫の放し飼いは、交通事故や感染症等から守るためにもやめましょう。また、他人の家等をふん・尿等で汚したり、物を壊したりして、他人に迷惑をかけることもありますので、ぜひ、室内で飼育しましょう。

犬の放し飼いは条例により禁止されています。公共の場所ではリードを外さず、しっかり愛犬を制御してください。



問合 保健福祉課(生活衛生)1階⑪番
☎06-6915-9973

心をひとつに、未来へつなぐ赤い羽根
赤い羽根共同募金



赤い羽根共同募金は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、「じぶんの町を良くするしくみ」として取り組んでいます。お住まいの地域で自主的に取り組むさまざまな福祉活動や団体への支援、防災・減災のために活用されています。

みなさまのご協力をお願いします。

10月1日～12月31日

区役所1階に募金箱を設置しています。

スマホからも、
募金ができます!



問合 鶴見地区募金会事務局
(鶴見区社会福祉協議会内)
☎06-6913-7070

私たちが行政相談委員です!

行政相談委員は総務大臣の委嘱を受けて、全ての市区町村に配置されており、皆さんの身近な相談相手として活動しています。鶴見区では私たち2名が任に就いています。



大草 亘 さん
(中茶屋2-1-31
☎06-6911-0152)



中田 徹 さん
(諸口2-10-20
☎06-6915-9683鶴見区役所)

行政相談委員の役割は?

行政相談委員は、区民の皆さんの行政に関する苦情や問合せを広く受け付けて、総務省や関係行政機関等に通知して問題の解決を促進する役割であり、改善を要すると思われる問題について、行政相談委員は自ら総務大臣に意見を申し出ることができます。

毎月第4金曜日には、区役所で定例の「行政なんでも相談」を実施していますので、どうぞお気軽にご相談ください。詳しくはこの面の「10月の無料相談」をご覧ください。

問合 総務課(政策推進)4階④番
☎06-6915-9683

10月 無料相談 対象 大阪市民の方

行政オンラインシステムでの予約 ★印が対応

申込期間 毎月1日から相談日4日前まで 定員 各2組(先着順)

相談名	日時	申込方法	場所
1 法律相談 (弁護士)	10月11日(金) 13時～17時 (毎月第2金曜日)	予約 10月4日(金)正午～ 10月10日(木)17時 (予約専用☎050-1808-6070 [AI電話24時間受付]) 定員 16組(先着順)(1組30分以内) ※電話申込が困難な方は事前にお問い合わせください	区役所3階 つるみっ子ルーム前 問合 総務課 (政策推進) ☎06-6915-9683
	10月25日(金) 13時～17時 (毎月第4金曜日)	予約 10月18日(金)正午～ 10月24日(木)17時 (予約専用☎050-1808-6070 [AI電話24時間受付]) 定員 16組(先着順)(1組30分以内) ※電話申込が困難な方は事前にお問い合わせください	
2 不動産相談 (賃貸、売買契約、 空家問題など)	10月10日(木)・28日(月) 13時～16時 (毎月第2木曜日・偶数月第4曜日)	予約 当日9時～電話 (予約専用☎06-6915-9954) 定員 各6組(先着順)(1組30分以内)	区役所3階③番 問合 ☎06-6913-7060
3 司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人 の登記、成年後見など)	10月16日(水) 13時～17時 (毎月第3水曜日)	予約 当日9時～電話 (予約専用☎06-6915-9954) 定員 12組(先着順)(1組40分以内)	
4 行政なんでも相談 (バスの時刻表が見にくい、土地 の境界線の相談をしたいなど)	10月25日(金) 14時～16時 (毎月第4金曜日)	当日会場にて受付	
5 日曜法律相談	10月27日(日) 13時～17時 東淀川区役所 (東淀川区豊新2-1-4) 生野区役所 (生野区勝山南3-1-19)	予約 10月18日(金)正午～10月26日(土)17時 (予約専用☎050-1807-2537[AI電話24時間受付]) 定員 各16組(先着順)(1組30分) 問合 大阪市総合コールセンター「なにわコール」 (☎06-4301-7285) 年中無休・8時～21時	
6 ナイター法律相談		今月は実施いたしません	
7 自立アシスト相談 (収入が不安定、仕事が見つからない、頼る人がいない、 子どものひきこもり など)	【平日】9時～17時30分	日々の生活の中で起こるさまざまな 困りごとの解決をサポートします。 対象 区内在住で生活にお困りの方	区役所3階③番 問合 ☎06-6913-7060
8 精神科医による こころの健康相談 問合 保健福祉課(保健活動) ☎06-6915-9968	10月11日(金)・25日(金) 14時～15時30分	本人(鶴見区民)およびご家族からの 相談も可能です。電話、窓口事前予約制 (☎06-6915-9968) 定員 2組(先着順)(1組30分程度)	区役所1階相談室
9 花と緑の相談 問合 鶴見緑地公園事務所 ☎06-6912-0650	10月9日(水) 14時～15時30分 (毎月第2水曜日)	当日会場にて受付	区役所1階ロビー
10 ごみの相談 フードドライブ 問合 城北環境事業センター ☎06-6913-3960	10月15日(火) 14時～16時 (毎月第3火曜日)	当日会場にて受付 ※食品の持ち込みは14時以降に お願いします	
11 人権相談 (いじめ、差別、虐待、 セクハラ、パワハラ、 DVなど)	【平日】9時～21時 【日・祝】9時～17時30分	専門相談員が電話で相談をお受けします。 区役所で面談を希望される方は事前にご予約ください。 (☎06-6532-7830) ※通話料は自己負担 区役所でも相談をお受けしています。【平日】9時～17時30分 問合 市民協働課(教育)4階④番 (☎06-6915-9734)	